

良品計画グループ[®]

動物福祉指針

バージョン： 1.0
発効日： 2025 年 12 月
管理者： ESG 経営推進部門

目次

目的	2
適用範囲	2
基本指針	2
1. 動物の 5 つの自由の尊重	2
2. 使用禁止の原材料	2
3. 動物実験の禁止	3
定義	3
動物	3
動物由来の原材料	3
行動指針	4
1. 動物由来原材料の責任ある調達	4
2. ステークホルダーエンゲージメント	4
3. 適切な情報開示と透明性の確保	4
通報窓口	4

目的

本指針は、「良品計画グループ 環境方針」に定める動物福祉に関する内容を補完することで、動物福祉に関する当社の基本的な考え方を明確にし、事業活動において動物の適切な取り扱いを推進することを目的としています。

適用範囲

本指針は、無印良品の衣服・雑貨および生活雑貨の製品が対象です。適用範囲には、すべての主要な生地／織維、毛、中綿（なかわた）素材、トリム（装飾部品）、化学物質、顔料および染料が含まれます。

基本指針

良品計画グループは、使う人やつくる人、自然に対する向き合い方を考え、サプライチェーン全体における動物福祉の向上を重要な責任と捉え、人道的かつ倫理的で責任ある方法で生産された動物由来の原材料を調達することを基本指針としています。また、絶滅危惧種や保護が必要な動物種を由来とする原材料の調達を禁止しています。

1. 動物の5つの自由の尊重

良品計画グループは、動物の5つの自由を参考して調達基準を設定しています。動物の5つの自由とは、家畜福祉協議会（FAWC : Farm Animal Welfare Committee）／国際獣疫事務局（WOAH : World Organisation for Animal Health）によって定義された動物福祉の枠組みであり、以下の原則で構成されています。

動物の5つの自由：

- ・ **飢えと渴きからの解放** - 新鮮な水と、完全な健康と活力を維持するための食事をすぐに利用できるようにすること
- ・ **不快からの解放** - 避難所や快適な休息場所を含む適切な環境を提供すること
- ・ **痛み、傷害または疾病からの自由** - 予防または迅速な診断と治療を提供すること
- ・ **通常の行動様式を発現する自由** - 十分な空間、適切な設備、および動物同類との交わりを提供すること
- ・ **恐怖と苦痛からの自由** - 精神的苦痛を避ける条件と治療を確保すること

2. 使用禁止の原材料

良品計画グループは、食肉を目的として飼育・屠畜された家畜を由来とする原材料を除き、以下の動物由来の原材料を製品に使用することを禁止しています。なお、生態系を崩す害獣として駆除された動物由来の原材料を活用することを目的にする場合は、その背景を踏まえて個別に判断します。

- × 食肉以外を目的として殺された動物を由来とする原材料
- × ワシントン条約（CITES : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）または IUCN¹のレッドリストに絶滅危惧 IA類（Critically Endangered）、絶滅危惧 IB類（Endangered）、および絶滅危惧 II類（Vulnerable）として記載されている動物由来の原材料

¹ 国際自然保護連合 : International Union for Conservation of Nature

- × リアルファー：ミンク、キツネ、ウサギ、セーブル、カラクルラム、チンチラ、タヌキを含むがこれらに限定されない
- × エキゾチックスキンや野生動物のスキン：ワニ、ヘビ、トカゲ、ダチョウ、エミューを含むがこれらに限定されない
- × 胎児または生まれたばかりの子羊から採取した原皮：スリンクラム（slink lamb）²、アストラカン（astrakhan）³、ブロードテール（broad tail）⁴、ペルシャラム（Persian lamb）、またはクリマー（krimmer）⁵を含むがこれらに限定されない
- × 家禽以外の鳥類からのバージンダウンやフェザー：ダチョウやクジャクを含むがこれらに限定されない
- × 毛のために檻の中で飼育されている動物の毛：アンゴラウサギ、ウサギ、タヌキ、アライグマ、テン、キツネ、リス、セーブル、チンチラ、フェレットを含むがこれらに限定されない
- × 動物の角、骨、歯⁶

3. 動物実験の禁止⁷

良品計画グループは無印良品の化粧品について、製品の開発および製造段階において、使用する原材料を含め、動物実験を行わないことを基本方針としています。

定義

動物

「動物」とは、脊椎動物および多細胞の無脊椎動物を含む、動物界に分類されるすべての生物を指します。これには、牛や豚などの哺乳類だけでなく、魚類、鳥類、昆虫、軟体動物など小さな生き物も含まれます。

動物由来の原材料

動物（上記定義参照）に由来するすべての素材や成分を指し、その採取が生体からであっても、死亡後であっても、起源が動物である限り該当します。

² 死産した子羊や非常に幼い子羊の皮

³ ロシアのアストラハン地方で産出するカラクール種の生後2週間までの子羊の毛皮

⁴ カラクール種の羊の早産や死産、または母羊が死亡した際の胎児の毛皮

⁵ クリミア半島産の子羊の毛皮

⁶ 本指針における「角や骨、歯の使用禁止」は、野生動物の密猟や絶滅危惧種の違法取引を防止することを目的としています。したがって、象牙など野生動物由来の素材は使用禁止としますが、食肉用家畜の副産物として得られる骨や歯については、利用可能です。

⁷ 各国の法令等により動物実験が求められた場合はこの限りではありません。

行動指針

1. 動物由来原材料の責任ある調達

良品計画グループは、食肉以外を目的として殺された動物由来の原材料の使用を禁止し、すべての動物由来原材料を動物福祉に配慮したサプライヤーから調達することを目指します。また、絶滅危惧種や保護が必要な動物種を由来とする原材料の調達を行いません。調達に関する基準書やガイドラインを策定し、動物福祉に関するリスクの把握や調達先の調査、取引先への指導など適切なデュー・ディリジェンス・プロセスを構築していきます。さらに、リサイクル素材や再生素材の使用を増やすことで、動物から直接採取されたバージン原材料への依存を減らします。

2. ステークホルダーエンゲージメント

良品計画グループは、ステークホルダーとの対話を重視し、動物福祉に関する共通の理解と協力を深めます。また、従業員やお取引先さまの動物福祉に関する意識向上を図るための教育・訓練を実施し、キャパシティビルディングを推進します。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

良品計画グループは、国際的なサステナビリティ情報開示基準に沿って動物福祉に関する取り組み等を定期的に開示し、透明性の確保に努めます。また、動物由来原材料の調達に関する表示内容や広告表現について、その正当性を証明できるよう、情報の管理を行います。

通報窓口

良品計画グループのサプライチェーンにおいて、本指針の違反が疑われる場合、または懸念を提起したい場合は、「良品計画グループ ホットライン」、「お取引先さまホットライン」または「お客様相談窓口」に直ちに報告してください。良品計画グループは、報告を行った人物の身元を事前の同意なく社内外に開示することはありません。

良品計画グループは、本指針に対する違反の疑いについて、誰もが匿名で報告できる可能性を提供し、すべての生産パートナーに対し本指針に沿った行動を推奨します。